

令和2年度 第3回 浜松市中央卸売市場開設運営協議会
会 議 録

- 1 開催日時 令和3年3月19日(金) 午前10時00分から午前10時50分まで
- 2 開催場所 浜松市中央卸売市場 中央棟2階 大会議室
- 3 出席状況
出席委員(9名) 会長：森山一郎、副会長：松井英司、岡野晴芳、影山太翼、櫻井秀己、
原田篤郎、伊藤栄一、宮田綾子、野中正子
事務局(6名) 農林水産担当部長 山下文彦
中央卸売市場長 鈴木克幸
中央卸売市場長補佐 高柳光男
管理グループ長 浅井祐城
業務グループ長 古橋育三
管理グループ 三浦宏之
欠席委員(1名) 石川盛一郎
- 4 傍聴者(0名) なし
- 5 会議内容
議題
(1)市場再整備について(経過報告)
(2)経営戦略について(報告)
(3)その他
- 6 会議録作成者 三浦宏之
- 7 記録の方法 発言者の要点記録(録音の有無：有)
- 8 会議記録

1 開 会

2 農林水産担当部長あいさつ

・日頃から市場運営をはじめ市政の推進にご協力をいただき深く感謝している。新型コロナウイルス感染症が続く中、市場関係の皆様におかれましては、日頃から安全衛生管理にしっかりと取り組んでいただき改めてお礼を申し上げます。さて、本日の議題は市場再整備について、あり方研究会の報告書が出来上がったので報告させていただく。それから、国から求められている経営戦略について皆様にご確認いただきながら説明していく。

3 森山一郎会長あいさつ

・コロナの影響が長引いている。コロナ以前に比べ皆様の安全衛生管理は徹底されてきていると思われる。本日は市場再整備の議題もあり、ここ浜松は青果・水産とも多様な資源に恵まれている所であり付加価値をつけて成長していくことも必要であると認識をしつつ、議論を進めていきたい。また、本日も皆様方の忌憚のないご意見をいただきながら進めていきたい。

4 議題

(1) 市場再整備について（経過報告）

・管理グループ長より説明

中央卸売市場の再整備に向けてあるべき姿を示した「基本構想」の策定にあたり、令和2年度はこの前段として、市場関係者への意向把握や他市場の動向調査を実施し、市場協力会の役員で組織する「今後のあり方研究会」において、本市場施設の適正規模や持つべき機能等、方向性の整理を進めてまいりました。

このたび、今年度の研究会の取組結果について、お手元にございますとおり、報告書としてとりまとめましたので、この報告書に基づきご説明させていただきます。

1ページ・2ページをご覧ください。

今後のあり方研究会は、市場内の卸売業者をはじめ、青果・水産の両仲卸組合ほか、市場内各組合の代表者より構成しており、市場を取り巻く社会環境の変化に対応した施設整備と、持続可能な管理・運営体制を実現するため、情報共有や意見交換を実施してまいりました。

また、各社代表者以外にも、2ページ目の下段にございますとおり、作業部会として、浜松市場の将来を担う中堅の方々にも主体的にあるべき姿を考えていただくきっかけとなるよう、実務者レベルの皆様にもご参加いただき、意見交換を進めてまいりました。

3ページをご覧ください。

表にお示ししたとおり、令和2年度は、研究会を4回、作業部会を青果・水産で各2回開催したほか、市場事業者を対象として食品流通に関する勉強会を1回開催しました。

なお、研究会での議論の進捗状況を各仲卸業者にも把握していただくため、青果・水産のすべての仲卸業者の代表者を対象に、研究会の開催と併せて別途協議会を開催し、報告及び意見交換を行いました。

4ページからは意向調査の内容です。

市場内の各事業者にアンケート及び個別にヒアリングを実施し、現状での課題認識をはじめ、将来に向けての経営方針や設備投資の意向などの把握を行ってまいりました。

また、4ページの下段の表の一番下にありますように、本市場との関わりが強い地元の産地や実需者、大手量販店の実務者レベルにおける、市場に対しての率直なご意見をうかがいました。

5ページ・6ページに意向調査結果から得た論点について整理しています。

ポイントをしばってご紹介しますと、(2)の施設規模についてですが、丸囲みの数字1から3にありますとおり、販売先が小売店から量販店へとシフトしている中、配送や温度管理、加工に関わる機能は拡充したいとの意向、そのほか、卸売場の面積や仲卸売場の店舗配置など、不必要なスペースや動線の見直しなどにより、全体としてはコンパクトな方向にすべき、また、すべての業者が一律の施設規模でなく、事業規模や専門分野による大小など、実態に合わせた対応も考えるべきとの意向がみられました。

また、(5)の再整備における費用負担の考え方については、基本的には開設者が行き、各社が使用料で負担する形と、開設者は最低限の整備のみ行き、必要な設備は各社で負担する形とが分かれており、今後は各事業者の事業形態や規模に応じて、単独で対応するのか、あるいは加工・配送部分など共同利用の対応は可能かなどの検討が必要と考えられます。

次に、(7)立地場所については、河川や海岸からの距離に近いこともあり、一部この点を懸念

する声もありましたが、基本的には現在の立地について大きな不満はなく、他に具体的な候補地が想定されなければ、現地での整備が基本的な方向性となろうかと思えます。

続きまして、7ページ以降は再整備パターンの検討です。

表に示されておりますとおり、現状の施設を維持しつつ長寿命化を図る、あるいは機能を付加していくパターンと、全面的に建て替えを行い、機能強化を図る、あるいは施設の集約化を行って余剰地を生み出し、そこに機能強化や収益施設を置くというパターンが考えられます。

ここまでの検討経過や意向調査をもとに、抽出された課題と利用者ニーズへの対応を考慮し、考えられる施設配置と、これを踏まえた再整備パターンについて9ページ以降に示しています。

まず9ページをご覧ください。

実務者レベルにおける作業部会で議論された施設配置と動線イメージです。

水産・青果とも配送の効率化を図るため、荷の流れを意識し、仲卸店舗配置はすべて外向きに設置し、事業規模に応じた敷地面積とするほか、冷蔵設備との距離の短縮や、買参人の買い回りについても意識することを基本としています。また、荷捌きスペースにおける屋根の設置は喫緊の課題として挙げられており、これらに対応するイメージとなっています。

これらを踏まえ、具体的には11ページ以降に、現在の敷地で整備した場合における、3つの再整備パターンを示しています。

まず、1番目、11ページをお開きください。

長寿命化と建て替えを実施するパターンです。

基本的には現施設を長寿命化する形とし、耐震性に劣る管理棟・中央棟については別位置に建て替え、空いた場所には屋根をかけて荷捌きスペースとて活用します。また、仲卸売場は外向きとなるよう配置レイアウトを変更し、動線をスムーズにするものです。

工事期間や工事費は他と比べれば少なくなりますが、既存施設の躯体等における耐久性調査によっては実施できない可能性があります。

次に、2番目、12ページです。

施設の仮移転により全面建て替えを実施するパターンです。

敷地内に点在する施設を取り込んだ形で、施設規模をコンパクト化することで、まとまった余剰地を生み出すものです。工事期間中、解体する施設は別敷地に仮移転する形となります。施設配置は理想的な形となり、また、余剰地を活用することで施設使用料の増加を抑制する可能性は見込めますが、仮移転用地の確保や仮設の建物設備の設置、民間施設の借り上げ等の検討が必要となり、費用が大きくなることを見込まれます。

続いて、3番目、13ページです。

敷地内でのローリングによる全面建て替えのパターンです。

こちらで施設の再配置によりレイアウトは理想に近い形となるほか、まとまった余剰地が見込め、施設使用料の増加を抑制する可能性が考えられますが、敷地内で各施設の解体・移転・新設を順次繰り返すこととなるため、工事期間中の動線が混雑することや、工事期間や工事費が大きくなることと考えられます。

以上、3つの再整備パターンについて、今申し上げましたメリット等を比較したものが14ページの表となります。

次の15ページからは事業手法についてです。

再整備の手法においては、従来のおり市が設計から完成後の管理運営まで実施する公設公営の事業スキームのほか、民間活力を導入し、その一部または全部を民間が実施する PFI という事業スキームも考えられることとなります。

農林水産省所管の国庫補助金を活用して卸売市場の施設整備事業を実施するにあたっては、原則こうした PFI 手法の検討を行うこととされていますので、今後こうしたイメージの具体化を進めていく予定です。

続いて、18ページをご覧ください。

施設の集約化により、余剰地が発生した場合の活用事例として、表に示されているような機能の設置が考えられます。

他市場においては、加工や物流など市場事業者の機能を拡充する施設の設置のほか、総合物流センターや直売所などを設置しているところもあります。

ただし、当市場の敷地においては、都市計画上、『市場施設』として位置づけられているため、商業施設や大型物流センターを設置する場合には、都市計画の変更を要することとなります。今後、民間事業者へのヒアリング等を通じ、効果的な活用方法のアイデアや、事業の採算性等について検討していくこととしています。

続いて20ページです。

最近の他市場の再整備の動向を表にしています。各地の卸売市場においても、同様に施設の更新時期を迎えており、老朽化対策に加え、温度管理や流通加工機能など、利用者ニーズに応えた施設整備が進められています。

また、表に掲載していない市場においても、名古屋市や川崎市、広島市、金沢市など多くの市場において、本市場と同様に再整備の方針や実施手法の策定に向けた議論が進められています。現在のところ、実際に現地視察等、稼働状況を見ながらの実態把握は難しい状況ですが、あらゆる機会を通じ、引き続き他市場とも情報収集や意見交換を進めてまいりたいと思います。

続いて21ページです。

再整備後の開設者・運営体制についてです。

市場事業者における意向調査では、全体としては現状のおり、浜松市が開設し、管理運営を行う、公設公営を望む声が多くなっています。

ただし、卸売市場の中には、自治体が設置するものの、運営は民間が行う公設民営や、開設も運営も民間で行う民設民営があり、中央卸売市場においても卸売市場法の改正により、いずれもパターンもとり得ることとなっています。

次の22ページにそれぞれのメリットデメリットを整理しています。

公が主体となることにより、取引の信用性、事業の継続性を保つことができるとされる一方、予算執行や手続き等に時間を要する傾向があるとされています。

これに対し、民間が主体となることにより、経営的な感覚によって、手続きの迅速化やアイデアを活かした柔軟な対応が可能となり、経費削減を図ることができるとされる一方、事業者の撤退による運営への影響のリスクもはらむとされています。

市場運営は、市民への食料品の安定供給や取引の適正化を維持しつつ、的確に利用者ニーズに応え、高い公共性を果たしていくことが命題となりますので、こうした体制づくりを進めていく必要があります。

最後に、23ページの市場会計に関するまとめです。

市場会計においては、原則、卸売市場事業において得られる収入において、施設整備や維持管理を行うこととされております。

業者の指導監督に要する経費や過去の施設整備に要した借入金の償還費用の一部については、市の一般会計からの繰入も認められていますが、現在、本市場においては、市場における収入のみにより費用をまかなっており、繰入はおこなっていません。

しかしながら、再整備に伴い、今後、借入金の償還費用が大きくなることから、市場会計の改善の方策を検討しておく必要があります。

次の24ページですが、方策のイメージ挙げています。

再整備に要する事業費自体の圧縮を図ることはもちろんですが、民間活力導入による経費削減や市と市場事業者における整備実施の分担が考えられます。

また、国庫補助金の活用や余剰地活用による収入により、借り入れで賄う部分を減らすということも考えられるところです。

その他、市場使用料について、売上高割を廃止し、面積割のみにするなど、収入構造の見直しも今後の論点となるとなっております。

以上、市場事業者の意向把握からこれに基づく再整備パターンの比較、管理運営や市場会計のあり方についてまでの報告書の内容をご説明いたしました。

次年度、令和3年度以降の予定ですが、再整備基本構想策定事業として、市のビジョンを定めるため、現在、事業実施の支援にかかる予算について議会に上程中です。

仮にこのまま議会にて承認いただければ、新年度早々から支援事業者の選定を行い、6月からおよそ1年余りの予定で基本構想の策定を進めてまいります。

具体的には、今回の報告書をもとに、これをどのような形でより効率的・効果的に整備していくことができるかのアイデアについて、意欲ある民間事業者の方々との対話により把握してまいります。

また、事業収支や市場使用料への影響についても重要な要素となりますので、複数案の比較検討を行ってまいります。

併せて市の関係各課との合意形成も図り、市としての一定の再整備の方針、ビジョンを示していく予定です。

つきましては、またこの開設運営協議会の場をお借りしながら、進捗状況の報告や方向性の協議を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上となります。

【質疑・意見】

・影山太翼委員（質疑）

関連事業者としては、現在の青果・水産の中間、あるいは近い位置での配置を希望しているが、提示された案は必ずしもそうはなっていない。

今後はこの案のいずれかに決まってしまうのか。

・管理グループ長（応答）

ご意見としてヒアリングの際にうかがっている。次年度、民間事業者にアイデアを募るために、今年度はまず市場事業者が今後の経営方針や投資計画にどのような意向を持っているか、また、

現状の課題についてどのような認識を持っているかの把握を行った。提示した案はたたき台であり、こうした意向も示しながら今後アイデアを募っていく。

・森山一郎会長（質疑）

どのような市場にしていくか（役割）が、まだないと思われるが今後とりまとめるのかの質問があった。

・管理グループ長（応答）

今年度は、少しでも多くの市場事業者にも今後の市場のあり方について主体的に考えていただくことを念頭に、あり方研究会のほか、両仲卸組合の代表者や実務者レベルでの作業部会など、協議の場を設けてきた。再整備がよりよいものとなるよう、引き続きこうした意見を出し合う場を設けたいと考えている。

(2) 経営戦略について（報告）

・市場長より説明

経営戦略は今年度、過去2回の開設運営協議会で審議・承認を経て、令和3年12月3日に議会に報告した。

議会の意見から、収支計画で投資的改修経費（建設改良費）が0円であるが、舗装や雨漏りなど継続的な修繕の対応は願いたい旨であったことから対応する。

また、基本構想における余剰地活用について、B to C（にぎわい施設）を考えると、B to B（市場内外事業者の経済活動『物流施設・加工施設等』）をデュアルモードで検討いただきたい旨の意見があり参考とし計画した。

なお、経営戦略は総務省への提出義務があることから、ホームページに令和2年12月21日にアップし、総務省への報告も完了した。

以上で、経営戦略策定となったので皆様に報告する。

(3) その他

(3)-1 市場取引状況について

・業務グループ長より説明

市場の取引状況でございますが、青果物及び水産物の過去3か年の卸売数量及び卸売実績を提示させていただきました。なお、現段階では本年度分は2月末現在の実績となるため、前年比の数値は4～2月分を対象とさせていただきました。

青果物は、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて市場の取扱数量金額に影響もありましたが対前年比は、青果物取扱数量92.7%、取扱金額98.5%で推移しています。これは7月の記録的な長雨、日照不足で野菜等の生育不良となり高値が続きました。また、新型コロナ禍の緊急事態宣言が市民の巣ごもり需要の増加を生み、スーパー等の需要が好調であったことも考えられます。水産物は、全体では、取扱数量は対前年比102.2%で推移していますが、取扱金額は92.7%となっています。金額ベースでは、特に、生鮮魚が対前年比90.2%で新型コロナ禍において昨年4月に発出された緊急事態宣言のホテル、旅館、飲食店等の営業自粛、時短、休業要請が大きな要因で高級生鮮魚等の需要の減少が適正な価格形成を維持できなかつたと考えます。

次に、改正中央卸売市場業務条例による開設者の検査・指導について、でございます。

浜松市中央卸売市場では、改正卸売市場法に基づく条例改正を経て、取引規制の緩和となり、今

まで国が主体的に行ってきた立入検査を開設者が取組みさせていただきました。

立入検査は、決して業者を苦しめるものではなく、安定した経営の下に「取引の適正化」「流通の円滑化」「商品管理の高度化」を図って市民生活の安定に資することを目的とし、経営状況や財務状況、取引状況などを確認し、事業者へ指導、助言、監督を行なわせていただきました。

本年度は、6社の検査を実施させていただきました。

また、資料にはございませんが、毎年度実施してきた、「団体等による市場見学」「市場まつり実行委員会の主催による市場まつり」「関連協の事業として実施している市民感謝デー」といった市場活性化事業は、令和2年3月からの新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、本年度はすべて中止となっています。令和3年度は、状況を踏まえつつ順次再開を目指して関係団体とも調整していきたいと考えています。

説明は以上となります。

(3)-2 令和3年度の視察について

・管理グループ三浦宏之より説明

開設運営協議会では、市場運営に必要な事項を調査審議することを目的として、隔年で市場視察を実施しています。

しかしながら、今年度は実施せず、令和3年度へ延期しました。

視察先経過や視察先案は中段の表のとおりです。

視察実施について、豊洲市場を中心にアプローチしているところですが、両市場とも視察受け入れについての対応は慎重で、視察受け入れは不可となっています。

裏面が、豊洲市場ホームページの抜粋です。

現状、コロナ感染が継続している状況であり、当方の対応として、視察先・実施時期について、改めて検討し、早い時期に報告していきたいと考えていますのでご了承ください。

以上が、『令和3年度の視察について』の報告です。

【意見】

・野中正子委員から再整備前の舗装や雨漏りなど継続的な修繕の対応要請、および整備後の余剰地活用について、常時のB t o C（にぎわい施設）の意見があった。

【報告】

・市場長補佐より報告

来年度の開設運営協議会は、3回開催する旨を報告した。

5 閉会